

議案第 58 号

朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和 48 年朝霞市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「又は」を「若しくは」に、「とともに」を「又は医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、」に改める。

第 8 条第 3 項中「、受給者が」の次に「現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等又は」を加える。

(朝霞市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 朝霞市子ども医療費支給に関する条例（平成 4 年朝霞市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「同項」を「前項」に改める。

第 6 条第 2 項中「対象子どもが」の次に「現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等又は」を加える。

(朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年朝霞市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「対象者が」の次に「現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等又は」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第 7 条の改正規定及び第 2 条中朝霞市子ども医療費支給に関する条例第 4 条第 2 項の改正規定 公布の日

(2) 第 3 条の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(重度心身障害者医療費に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第 8 条第 3 項の規定は、令和 4 年 10 月 1 日以後の診療等に係る医療費

の支給について適用し、同日前の診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(こども医療費に関する経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の朝霞市こども医療費支給に関する条例第6条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の診療等に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(ひとり親家庭等の医療費に関する経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第2項の規定は、令和5年1月1日以後の診療等に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年6月3日提出

朝霞市長 富岡 勝則